

## ○発電用風力設備の技術基準の解釈 新旧対照表

(次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">20140328商局第1号 平成26年4月1日 改正 20140624商局第6号 平成26年6月27日 改正 20150204商局第3号 平成27年2月6日 改正 20170323商局第3号 平成29年3月31日 <u>改正 20210412保局第1号</u> 令和3年4月14日</p>	<p style="text-align: center;">20140328商局第1号 平成26年4月1日 改正 20140624商局第6号 平成26年6月27日 改正 20150204商局第3号 平成27年2月6日 改正 20170323商局第3号 平成29年3月31日</p>
発電用風力設備の技術基準の解釈	発電用風力設備の技術基準の解釈 <u>について</u>
経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 太田 雄彦	経済産業省大臣官房 <u>商務流通</u> 保安審議官 寺澤 達也
<p>【風車の構造】 (省令第4条) 第3条 (略) 2 (略) <u>3 前項において、ブレードの損傷、劣化等により構造上の安全が確認できない場合は技術基準不適合とみなすものとする。</u></p>	<p>【風車の構造】 (省令第4条) 第3条 (略) 2 (略) (新設)</p>
<p>第4条 (略) 2 (略) <u>3 前項において、ブレードの損傷、劣化等により構造上の安全が確認できな</u></p>	<p>第4条 (略) 2 (略) (新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>い場合は技術基準不適合とみなすものとする。</u></p> <p>4 発電用風力設備が一般用電気工作物である場合には、省令第4条第二号に規定する「風圧」とは、風車の制御の方法に応じて風車の受風面の垂直投影面積が最大となる状態において、風車が受ける最大風圧を含むものをいい、<u>第2項の規定は適用しない。</u></p>	<p>3 発電用風力設備が一般用電気工作物である場合には、省令第4条第二号に規定する「風圧」とは、風車の制御の方法に応じて風車の受風面の垂直投影面積が最大となる状態において、風車が受ける最大風圧を含むものをいい、<u>前項の規定は適用しない。</u></p>
<p>(省令第5条)</p> <p>第7条 1～5 (略)</p> <p>6 省令第5条第3項に規定する「雷撃から風車を保護するような措置」とは、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ <u>風車を支持する工作物に被害を及ぼすことなく、雷撃によって生ずる電流を安全に地中に流すことができる雷保護は、日本産業規格 JIS C 1400-24:2014 (風車-第24部：雷保護) に適合するものであること。</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>7 (略)</p>	<p>(省令第5条)</p> <p>第7条 1～5 (略)</p> <p>6 省令第5条第3項に規定する「雷撃から風車を保護するような措置」とは、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ <u>雷撃によって生ずる電流を風車を支持する工作物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができる避雷設備として、日本工業規格 A4201 (建築物等の雷保護) —2003 に規定する外部雷保護システムに適合する構造であること。</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>7 (略)</p>